

研究機関・研修機関等の地方移転の今後の進め方について（案）

1 対応方針に基づいた、国と地方の連携体制の構築等の検討

研究機関・研修機関等の地方移転については、平成 27 年 12 月 17 日第 3 回有識者会議において了承され、翌日公表された「政府関係機関の地方移転に係る対応方針」に基づき、有識者から示された「政府関係機関の地方移転について一対応方針取りまとめに当たって一」を踏まえつつ、関係者間（提案道府県、関係市町村、地元大学・研究機関等と、関係府省庁、対象機関等）で、国と地方との連携体制、地域における産学官連携体制の構築などについて精力的に具体的な検討が進められているところである。

「政府関係機関移転基本方針」の策定に向け、関係者間で成案を得るべく引き続き調整を行う。

2 地方創生推進交付金の活用

特に、研究機関については、地域イノベーション創出や研究成果の地域産業等への波及効果が得られることが、研修機関等についてはその地域ならではの研修等を地域で行うことで地方創生につながることが重要である。

政府においては、平成 28 年度から、自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する地方創生推進交付金を措置し、官民協働、地域間連携、政策間連携等による、ローカルイノベーションや地方創生推進人材育成等の取組を推進することとしている。

今般の研究機関・研修機関等の地方移転の取組は、この趣旨に適うものであり、地方創生推進交付金を活用することで研究機関・研修機関等の移転に厚みと奥行きを持たせ、地域イノベーションの好循環の形成にも資するものと考えられる。

3 年次プランの作成とフォローアップ

研究拠点等の設置は、それ自体がゴールではなく、地域イノベーション創出等のスタートであり、今後、研究内容・体制等を具体化しつつ、地方創生推進交付金等を活用しながら将来的な地域イノベーション等の実現を見越した体制・内容を拡充していくものである。

このことを踏まえ、「政府関係機関移転基本方針」を決定した後は、更に関係者間において検討を進め、28 年度内に、それぞれの取組において規模感を含めた具体的な展開を明確にした 5 年から 10 年程度の年次プランを関係者間で共同して作成する必要があると考えられる。

また、その後においても、政府において定期的に適切なフォローアップを継続していくことが重要である。